12　水銀含有再生資源の管理に関する措置
主務大臣は、水銀含有再生資源の管理の指針を定めることとするとともに、水銀含有再生資源を管理する者に対する勧告及び定期報告について規定することとした。（第二三条・第二四条関係）

13　雑則及び罰則
㈠　主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者等に報告させ、及びその職員に立入検査をさせることができることとした。（第二五条・第二六条関係）
㈡　主務大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者等に必要な資料の提出及び説明を求めることができることとした。（第二七条関係）
㈢　この法律における主務大臣及び主務省令並びに主務大臣の権限の委任について規定することとした。（第二八条・第二九条関係）
㈣　この法律の規定に基づき命令を制定又は改廃する場合に所要の経過措置を定めることができることとした。（第三〇条関係）
㈤　この法律における罰則を定めることとした。（第三一条～第三五条関係）

14　施行期日等（附則関係）
㈠　所要の経過措置及び鉱業法の規定の整備について規定することとした。
㈡　この法律の施行後五年を経過した場合の検討について規定することとした。
㈢　この法律は、一部の規定を除き、水銀に関する水俣条約が日本国について効力を生ずる日から施行することとした。

◇毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令（政令第二五一号）（厚生労働省）

1　次に掲げる物を毒物から除外することとした。（第一条関係）
硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質並びにこれを含有する製剤

2　次に掲げる物を劇物に指定することとした。（第二条第一項関係）
㈠　N－（二－アミノエチル）－二－アミノエタノール及びこれを含有する製剤。ただし、N－（二－アミノエチル）－二－アミノエタノール一〇パーセント以下を含有するものを除く。
㈡　二－エチル－三・七－ジメチル－六－［四－（トリフルオロメトキシ）フエノキシ］－四－キノリル＝メチル＝カルボナート及びこれを含有する製剤
㈢　シアナミド及びこれを含有する製剤。ただし、シアナミド一〇パーセント以下を含有するものを除く。

3　次に掲げる物を劇物から除外することとした。（第二条第一項関係）
㈠　硫黄、カドミウム及びセレンから成る焼結した物質
㈡　四・四′－アゾビス（四－シアノ吉草酸）及びこれを含有する製剤
㈢　（E）－［（四RS）－四－（二－クロロフエニル）－一・三－ジチオラン－二－イリデン］（一H－イミダゾール－一－イル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤
㈣　一－（二・六－ジクロロ－α・α・α－トリフルオロ－p－トリル）－四－（ジフルオロメチルチオ）－五－［（二－ピリジルメチル）アミノ］ピラゾール－三－カルボニトリル（別名ピリプロール）二・五パーセント以下を含有する製剤
㈤　（E）－［（四R）－四－（二・四－ジクロロフエニル）－一・三－ジチオラン－二－イリデン］（一H－イミダゾール－一－イル）アセトニトリル及びこれを含有する製剤

4　この政令の施行に関し、必要な経過措置を設けることとした。（附則第二項及び第三項関係）

5　この政令は、1及び3の規定を除き、平成二七年七月一日から施行することとした。

法律

大気汚染防止法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

平成二十七年六月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十一号

大気汚染防止法の一部を改正する法律

大気汚染防止法（昭和四十三年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章の四　有害大気汚染物質対策の推進（第十八条の二十一―第十八条の二十五）」を「第二章の四　水銀等の排出の規制等（第十八条の二十一―第十八条の三十五）　第二章の五　有害大気汚染物質対策の推進（第十八条の三十六―第十八条の四十）」に改める。

第一条中「規制し」の下に「、水銀に関する水俣条約（以下「条約」という。）の的確かつ円滑な実施を確保するため工場及び事業場における事業活動に伴う水銀等の排出を規制し」を加える。

第二条第七項を削り、同条第八項中「たい積」を「堆積」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第九項を第八項とし、第十項から第十二項までを一項ずつ繰り上げ、第十四項を第十六項とし、同条第十三項中「及び特定粉じん」を「、特定粉じん及び水銀等」に改め、同項を同条第十五項とし、同項の前に次の三項を加える。

12　この法律において「水銀等」とは、水銀及びその化合物をいう。

13　この法律において「水銀排出施設」とは、工場又は事業場に設置される施設で水銀等を大気中に排出するもののうち、条約の規定に基づきその規制を行うことが必要なものとして政令で定めるものをいう。

14　この法律において「排出口」とは、ばい煙発生施設において発生するばい煙、揮発性有機化合物排出施設に係る揮発性有機化合物又は水銀排出施設に係る水銀等を大気中に排出するために設けられた煙突その他の施設の開口部をいう。

第十三条第二項ただし書中「前項」を「同項」に改める。

第十八条の八中「同条第三項」を「同項」に改める。

第二章の四中第十八条の二十五を第十八条の四十とする。

第十八条の二十四第二項中「第十八条の二十二」を「第十八条の三十七」に改め、同条を第十八条の三十九とする。

第十八条の二十三を第十八条の三十八とし、第十八条の二十二を第十八条の三十七とし、第十八条の二十一を第十八条の三十六とする。

第二章の四を第二章の五とし、第二章の三の次に次の一章を加える。

第二章の四　水銀等の排出の規制等

（施策等の実施の指針）

第十八条の二十一　水銀等の大気中への排出の抑制に関する施策その他の措置は、条約の的確かつ円滑な実施を図るため、この章に規定する水銀等の排出の規制と事業者が自主的に行う水銀等の排出の抑制のための取組とを適切に組み合わせて、効果的な水銀等の大気中への排出の抑制を図ることを旨として、実施されなければならない。

（排出基準）

第十八条の二十二　水銀等に係る排出基準は、水銀等の大気中への排出の削減に関する技術水準及び経済性を勘案し、その排出が可能な限り削減されるよう、水銀排出施設の排出口から大気中に排出される排出物に含まれる水銀等の量（以下「水銀濃度」という。）について、施設の種類及び規模ごとの許容限度として、環境省令で定める。